

岡崎市内で土壤汚染がありました。

市が行う岡崎市奥殿町の道路建設工事について、当該工事に係る土壤の搬出に当たり、その受入側からの要請により土壤調査を実施したところ、砒素及びその化合物について土壤汚染対策法（以下「法」という。）に規定する基準を超過しました。

その概要は、下記のとおりです。

記

1 調査地

岡崎市奥殿町字仲西47番5

2 調査結果内容

（1）調査の実施期間

平成28年9月28日～同年11月22日

（2）調査項目

ア 土壤溶出量基準に係る調査項目

砒素及びその化合物はじめ全25項目

イ 土壤含有量基準に係る項目

砒素及びその化合物はじめ全9項目

（3）土壤汚染の調査結果

砒素及びその化合物について、次のとおり法に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	超過地点数 ／調査地点 数
砒素及びその化合物	0.028 mg／ℓ (2.8倍)	0.01 mg／ℓ以下	6／11

（ ）内は、土壤溶出量基準に対する倍率

（4）汚染の原因について

調査地は、過去に農地として使用されており、特定有害物質の使用履歴がないことから、原因不明です。

3 今後の措置について

搬出する汚染土壌については適切に処分する予定です。

4 市環境保全課の対応

周辺地下水の汚染状況の調査を行うとともに、飲用井戸の有無を確認し、
飲用井戸があった場合は、その所有者に対して飲用しないよう指導を行って
いきます。

5 工事関係連絡先

市道路建設課北西部班：０５６４－２３－６２３０